

都城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2026

1 目的

本市では都城市建築物耐震改修促進計画を推進するにあたり、住宅所有者に対する意識啓発・制度周知、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要であるため、本プログラムにより、毎年度、その取り組みを明確化し、進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの改善を図ることで、住宅の耐震化をより一層推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは都城市建築物耐震改修促進計画 第1章2(1)に基づき策定する。

3 対象区域、対象建築物

【対象区域】 都城市全域

【対象建築物】 昭和56年5月以前に建築された木造住宅(平屋又は2階建て)

4 取組内容・目標・実績

【取組期間】 本プログラムの取組期間は令和元年度～令和10年度までとする。(10年間)

令和8年度取組内容

【財政的支援】

- i) アドバイザー派遣、ローコストアドバイザー派遣
- ii) 耐震診断補助
- iii) 耐震改修工事補助(利子補給制度の活用を含む)、除却・建替え工事補助

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ☐ リーフレット等を用いて耐震化の必要性、補助制度を説明する。
 - ☐ 地域公民館の協力を得て事業案内を行う。
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ☐ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明等により耐震改修を促進。
- iii) 改修事業者の技術力向上および接触が容易となる取組
 - ☐ 県と共同で事業者育成講習会を実施する。
 - ☐ 県が作成した耐震改修事業者一覧を耐震診断実施者に配布する。
- iv) 一般への周知普及
 - ☐ リーフレットを作成し、窓口やイベントで配布を行う。
 - ☐ 広報誌、ホームページにより補助制度の周知を行う。
 - ☐ SNSを活用し、普及啓発を行う。

令和8年度目標

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 20 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 15 戸

昨年度までの実績

【令和7年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 32 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 15 戸

【令和6年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 70 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 15 戸

【令和5年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 20 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 11 戸

【令和4年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 25 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 11 戸

【令和3年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 20 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 12 戸

【令和2年度以前】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 130 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 32 戸

前年度(令和7年度)取組実績

- ☐ 広報誌及びホームページ掲載により補助制度の概要について周知した。
- ☐ ダイレクトメールを市内1万9千戸に配布した。(令和7年度までに全戸に配布完了)
- ☐ 耐震診断士にローコスト工法について説明し、ローコスト工法の普及を図った。

前年度(令和7年度)の課題

- ☐ 耐震診断士の充実
- ☐ 市民の耐震補助の要望に対する予算の調整

改善策

- ☐ 事業者向け耐震講習会の周知を図り、参加を促進する。
- ☐ 耐震診断士に聞き取りを行い、ニーズを把握する。